【韓国】国家遺産基本法の制定―「文化財」から「国家遺産」へ―

海外立法情報課 藤原 夏人

*2024年5月17日、国家遺産基本法を始めとする複数の文化財関連法が施行され、韓国の文化財行政が62年ぶりに再編された。これに伴い、「文化財」は「国家遺産」に変更された。

1 背景と経緯

1962年に制定された韓国の文化財保護法(法律第961号)は、日本の文化財保護法(昭和25年法律第214号)をモデルにしていたため、「文化財」という名称、文化財の体系等において多くの類似点があった。その後、1988年に韓国が「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)を締結し、1990年代後半以降、「文化遺産」という名称が普及したこと等を背景に、文化財という名称及び文化財の体系の見直しを求める声が上がった。政府内でも2005年以降、これらを見直す作業が断続的に進められ、2022年4月11日、文化財行政に係る調査・審議を行う2つの委員会が合同で「未来志向的な国家遺産の保護及び価値向上のための文化財委員会及び無形文化財委員会決議文」を採択し、文化財庁に提出するに至った」。

上記決議文には、①遺物の財貨的意味を有する「文化財」を、歴史や精神まで包摂する「遺産」を用いて「国家遺産」に変更すること、②国家遺産を、世界遺産条約に合わせて文化遺産、自然遺産、無形文化遺産²の3つに大別すること、③指定文化財重点保護主義から、未指定文化財を含む包括的保護体系へ保護を拡大すること等が盛り込まれた。2023年4月27日、既存の文化財保護法とは別に、上記決議文の内容に沿った国家遺産基本法案³が国会本会議で可決、同年5月16日に公布された(法律第19409号)⁴。

2 国家遺産基本法の概要

第1章:総則(第1条~第6条)、第2章:国家遺産保護の基盤構築(第7条~第12条)、第3章:国家遺産の保存・管理(第13条~第22条)、第4章:国家遺産の活用・振興(第23条~第27条)、第5章:国家遺産のグローバル化(第28条~第31条)、第6章:補則(第32条~第35条)及び附則から成る。概要は、次のとおりである。

(1) 基本理念(第2条)

全ての人類の財産である国家遺産を保護し、享受し、創造的に継承・発展させることにより、 人生を豊かにし、将来世代に一層価値あるものとして伝えていくことを基本理念とする。

(2) 定義(第3条)

国家遺産とは、人為的又は自然に形成された国家的、民族的又は世界的遺産であって、歴史 的、芸術的、学術的又は景観的価値の大きい文化遺産、自然遺産及び無形文化遺産をいう。

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年7月9日である。

^{1 「}국가유산으로 60 년 만에 정책방향 대전환」2022.4.11. 国家遺産庁ウェブサイト https://www.cha.go.kr/newsBbz/selectNewsBbzView.do?newsItemId=155703289§ionId=b-sec-1&mn=NS-01-02

² 原文は「早형유산」(無形遺産)であるが、「無形文化遺産」と訳出した。以下同じ。

³「[2117521] 국가유산기본법안(배현진의원 등 11 인)」議案情報システムウェブサイト https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2O2N0X9M1I3A1R8Z0T6A3F4B6J1W9>

^{4 「}국가유산기본법 (법률 제 19409호)」 https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=250955&efYd=20240517#0000>

(3) 国家遺産保護政策の基本原則(第7条)

国及び地方公共団体は、以下の事項が実現されるようにしなければならない。①国家遺産の有形的・無形的価値を保護、継承すること、②国家遺産及びその周辺の自然景観等を併せて保護すること、③積極的な公開及び活用を通じて国家遺産の価値向上及び新しい価値の創出を図ること、④国民が日常において能動的に国家遺産の保護に参加等できるようにすること、⑤国家遺産の保存と活用のバランスを取ることにより国家遺産の持続可能性を図ること、⑥地域の固有の歴史及び多様性を尊重し、多様なコミュニティの活性化及び地域の発展に貢献すること。

(4) 基本計画の策定(第8条)及び委員会の設置・運営(第9条)

国は、国家遺産の体系的かつ総合的な保存、管理及び活用のために、国家遺産の体系に基づいた基本計画を策定し施行しなければならない(第8条)。国及び地方公共団体は、国家遺産の保存、管理及び活用に関する事項を専門的に調査・審議するため、国家遺産の体系に基づいて委員会を設置・運営することができる(第9条)。

(5) 国家遺産の指定・登録(第13条)

国は、国家遺産のうち、重要なものを、国家指定遺産として指定又は国家登録遺産として登録し、保護することができる。地方公共団体は、国により指定・登録されていない国家遺産のうち、重要なものを指定・登録し、保護することができる。

(6) 包括的保護体系の整備(第14条)及び歴史文化環境の保護(第15条)

国及び地方公共団体は、第13条の規定により指定・登録されていない国家遺産の現況を持続的に管理し、これを体系的に保護することができる方策を講じなければならない。加えて、今後国家遺産となる可能性のある資源を先んじて保護できるよう努力しなければならない。

また、国及び地方公共団体は、各種開発計画、開発事業が国家遺産及びその歴史文化環境に及ぼす影響を事前に診断し、影響を最小化することができる方策を整備しなければならない。

(7) 国家遺産を通じた国民の福祉増進(第23条)

国及び地方公共団体は、国民の文化的生活を保障するため、国家遺産の観覧・展示・教育・体験等の多様なプログラムを提供しなければならず、身体的、経済的、地理的制約等により国家遺産の享受が制限される者のために必要な支援及び施策を講じなければならない。

3 法体系の整備

2023 年 3 月 21 日、文化財保護法から自然遺産に関する事項を分離して「自然遺産の保存及び活用に関する法律」(法律第 19251 号)5が制定されるとともに、同年 8 月 8 日、文化財保護法が「文化遺産の保存及び活用に関する法律」(法律第 19590 号)6に、「無形文化財の保全及び振興に関する法律」が「無形文化遺産の保全及び振興に関する法律」(法律第 19588 号)7にそれぞれ改正され、いずれも国家遺産基本法と共に 2024 年 5 月 17 日に施行された。これにより国家遺産基本法の下に文化遺産、自然遺産、無形文化遺産それぞれの個別法が整備された8。

_

^{5 「}자연유산의 보존 및 활용에 관한 법률(법률 제 19251 호)」 https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=248941&efYd=20240517#0000>

^{6 「}문화유산의 보존 및 활용에 관한 법률(법률 제 19590호)」<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=253405&efYd =20240517#0000>

^{7 「}무형유산의 보전 및 진흥에 관한 법률(법률 제 19588 호)」 https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=253389&efYd=20240517#0000>

⁸ 従前の文化財保護法で規定されていた有形文化財、民俗文化財及び記念物(史跡地)が文化遺産に、記念物(名勝、 天然記念物等)が自然遺産に、無形文化財が無形文化遺産に、それぞれ再分類された。